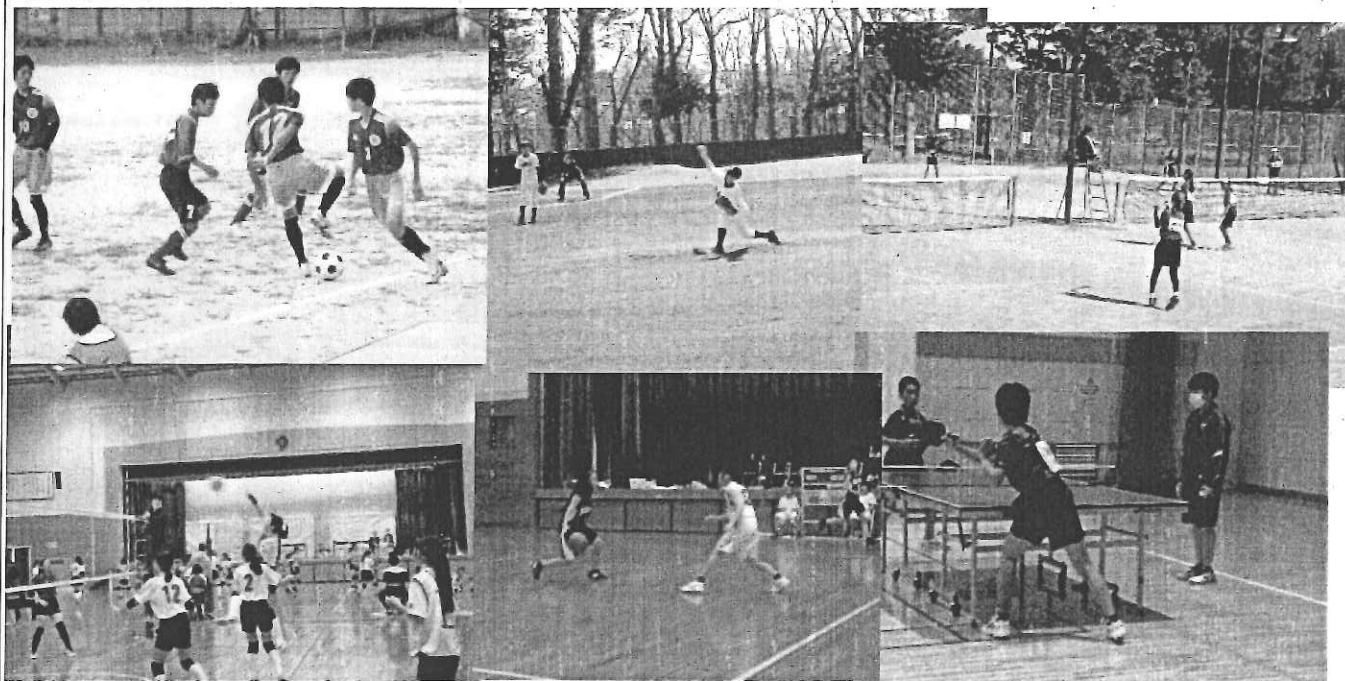


# We change “安曇川”

一生懸命 ~学ぶ・動く・つながる~

## 秋季交流戦を終えて・・次年度での飛躍を！！

今年度の中体連秋季大会は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、無観客、交流戦形式で行うこととなりました。新チームとなって初めての公式戦ということで、参加していた1・2年生の皆さんには緊張感があったことでしょう。十分に力を発揮できた、思うようにいかなかった、どちらにしてもこれから練習が次年度を左右します。目指すところに向かって、一つひとつ積み上げていきましょう。



## 安曇川中学校サポートボランティアチーム ASV20発足 メンバーを募集しています。

7月の学校だよりで募集した安曇川中学校サポートボランティアチーム“ASV20”的9月30日(水)会合に、卒業生の保護者の方々や地域学校協働活動推進員、学校関係者、11名が参加していました。

このチームが何をするのかというのを考えることからスタートしています。そして、まずはメンバーを増やすことから始めましょうということで、『ASV20』のライングループを作り、参加いただいた方で積極的にメンバーの増員に取り組んでいただくお願いをしています。

現在メンバーは14名となりました。そのチームの日常の取組として、住んでいる地域での安中の様子をLINEグループを活用して交流することにしました。

「こんな良いことをしていた生徒がいたよ。」とか「このような気になることがあったよ。」とかをどんどん出していただき、生徒たちにも伝える中で、地域の中で生きているという実感を中学生に付けていき、地域とのつながりを育てていきたいと思います。

そのためにもメンバーの増員が必要です。お知り合いの方からお誘いの声がかかったら、是非気軽にご参加いただきますようお願いします。

## 「ルールとマナー」を考える

皆さん、自転車の道路交通法上の決まりを知っていますか。まず、自転車は軽車両です。従って、道路交通法には様々な規定があります。

1. 自転車は車道が原則・歩道を通行できるのは、「自転車通行可」の標識があるときです。

2. 車道の左側を通行しなければなりません。(道路交通法第17条)

・違反は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

3. 歩道を通る場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行(道路交通法第63条の4)

・違反は2万円以下の罰金又は料金 料金(軽い刑事罰・1万円未満の財産刑)



歩行者優先

それ以外にも皆さんに関係しそうな行為について、右の図のようなものがあります。

違反すれば罰金等の罰則があるという法律(ルール)です。

ではヘルメットについては、道路交通法ではどうなっているのでしょうか。

第63条の11では「保護者の方は13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるように努めねばならない。」とあり、罰則規定はありません。

学校では、学校保健安全法26条で「事故や災害により生徒に生ずる危険を防止する措置を講じる」とあることから、皆さんが通学する時にはヘルメットをかぶるように規定しているのです。

罰則はありませんが、法に則った規定であるわけです。ちょっとくらい、誰も見ていないから、そういう考えが、大きな事故につながっていくといつても過言ではないでしょう。

また、後期開始式でも話しましたが、タバコの吸い殻、ゴミ・・・、誰も見ていないから、注意されないからという考え方で道路にゴミを捨てている人がいるのではないでしょうか。道路にゴミを捨ててはいけない法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、軽犯罪法、道路交通法等があります。ポイ捨てはマナー違反だけではないのです。法に触れる行為だという認識がないのではないかでしょうか。毎週拾っていますが、ゴミは・・・。

自転車のルール違反やゴミを捨てる行為には共通点があるような気がします。未来の社会を作っていくのは皆さんです。住みよい社会を作っていくためにどうしていいのかを、考えていく人になってほしいと思います。まずは自分から行動をおこしましょう。ルールは当然のように守ることができ、その上でマナーが身に付いた人を目指しましょう。行儀作法のマナーと同時に立ち振る舞いのマナーにも気を付けて、人として、個の権利を尊重できる人として『爽やかな挨拶』から広げていきましょう。

<b>傘差し運転</b>  自転車を走らせる際、傘を持ったまま乗車することは法律で禁じられています。 【道路交通法第71条、東京都道路交通規制条例第1条】 罰則：5万円以下の罰金	<b>2人乗り運転禁止</b>  自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。 ただし、自転車上の運転者が幼児乗車率に必要な未満の児童1人を乗車させることがあります。 【道路交通法第71条、東京都道路交通規制条例第10条】 罰則：2万円以下の罰金又は料金	<b>並進走行禁止</b>  他の自転車と一緒に走行することはできません。 【道路交通法第19条】 罰則：2万円以下の罰金又は料金
<b>夜間はライトを点灯</b>  夜間は必ず前照灯をつけましょう。 【道路交通法第62条、道路交通法施行令第10条、東京都道路交通事故規制条例第1条】 罰則：5万円以下の罰金	<b>信号無視禁止</b>  対面する信号機に必ず従わなければなりません。 【道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条】 罰則：3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	<b>一時停止</b>  一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。 【道路交通法第43条】 罰則：3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
<b>携帯電話使用運転</b>  自転車を運転しながら携帯電話を手で持てて通話したり、メール等をしてはいけません。 【道路交通法第71条、東京都道路交通規制条例第1条】 罰則：5万円以下の罰金	<b>イヤホン等使用運転</b>  イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な通りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。 【道路交通法第71条、東京都道路交通規制条例第1条】 罰則：5万円以下の罰金	